警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三一八人
青森県	二、二八六人
岩手県	二、一一六人
宮城県	三、六七〇人
秋田県	一、九三三人
山形県	一、九六八人
福島県	三、二五六人
茨城県	四、七七〇人
栃木県	三、三五一人
群馬県	三、三七五人
埼玉県	一一、二四五人
東京都	四二、五四三人
千葉県	九、五七九人
神奈川県	一五、一三三人
新潟県	四、〇九九人
山梨県	一、六五二人
長野県	三、三六二人
静岡県	六、一四二人
富山県	一、九二二人
石川県	一、九六〇人
福井県	一、七一七人
岐阜県	三、四四六人
愛知県	一三、一四九人
三重県	三、〇〇四人
滋賀県	二、二二〇人
京都府	六、三八七人
大阪府	二〇、八一八人
兵庫県	一一、六二一人
奈良県	二、四三七人
和歌山県	二、一二三人
鳥取県	一、二〇八人
島根県	一、五〇一人
岡山県	三、四二六人
広島県	五、〇三六人
山口県	三、〇六九人
徳島県	一、五二二人
香川県	一、八二六人
愛媛県	二、四一〇人
高知県	一、五八二人
福岡県	一〇、七五七人
佐賀県	一、六八六人
長崎県	三、〇〇九人
熊本県	三、〇一二人
大分県	二、〇四三人
宮崎県	一、九九二人
鹿児島県	二、九八七人
沖縄県	二、六三二人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三